

第6節 旅館、ホテル、下宿及び診療所

（耐火建築物としなければならないもの）

第34条 旅館又はホテルの用途に供する建築物（法第27条第1項の規定に適合するもの（政令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）を除く。）で、これらの用途に供する部分の2階の床面積の合計が500平方メートルを超えるものは、耐火建築物としなければならない。

2 前項の規定の適用については、政令第109条の8に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。

〔解説〕

本条は、旅館又はホテルについて2階の床面積の合計が500平方メートルを超えるものは、耐火建築物としなければならない。ただし、政令第110条第2号に掲げる基準に適合する建築物を適用除外とすることを定めたものである。

第2項の適用については、第22条の2第2項と同様である。

第35条 削除

（階段）

第36条 旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する建築物において、政令第121条第1項の規定により設ける直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) けあげは、20センチメートル以下とし、踏面は、24センチメートル以上とすること。
- (2) 階段及び踊場の幅は、1.2メートル（屋外に設けるものにあつては、0.9メートル）以上とすること。

〔解説〕

本条は、旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する床面積の合計が100平方メートルを超える建築物で、政令第121条の規定により設ける直通階段について、政令第23条の規定の特例を定め、けあげ、踏面並びに階段及び踊場の幅を規定したものである。

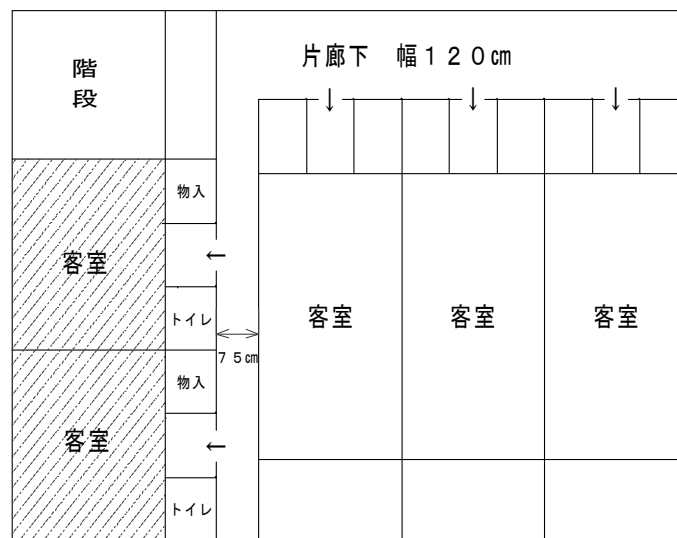
なお、手すりはその幅が10センチメートルを限度として、ないものとみなして算定する。（政令第23条第3項と同様）

（廊下の幅）

第37条 旅館、ホテル又は下宿で居室の床面積の合計が100平方メートルをこえる階の廊下の幅は、両側に居室がある廊下にあつては1.6メートル以上、片側にのみ居室がある廊下にあつては1.2メートル以上としなければならない。ただし、2以下の居室（附室の部分を除いた床面積の合計が30平方メートル以下の場合に限る。）及び浴室、便所、納（なん）戸その他これらに類するものの専用の廊下の幅は、75センチメートル以上とすることができる。

〔解説〕

本条は旅館、ホテル又は下宿で居室の床面積の合計が100平方メートルを超える階の廊下の幅について政令第119条の上乗せとして定めたものである。



 部分の床面積合計30㎡以下